

入札にあたって

(記載内容をよくお読みください)

高知県市町村合同窓口公売会運営事務局

1 入札

- (1) この公売は、期間入札の方法により行います。
定められた期間内に以下の方法で入札してください。
- (2) 入札にあたっての参加資格は、特に設けておりませんが、法律により制限されているものについては、入札制限をさせていただいております。
詳細は(8)をご確認ください。
- (3) 入札書には下記の事項を記載してください。
 - ① 入札の年月日
 - ② 物品番号
 - ③ 住所・氏名(ふりがな)
 - ④ 電話番号(開札時に確実に連絡がつくもの)
 - ⑤ 入札金額
 - ⑥ 追加入札希望価額※⑤、⑥の金額記入の際は、『¥』マークの記載は必須になります。
- (4) 物品番号が記入されていないと、入札物品が特定できませんので、窓口設置の一覧表等をご確認のうえ、必ず記入をしてください。
- (5) 入札書を書き損じたときは、訂正や抹消をせずに新しい入札書を使用してください。
金額の書き損じを訂正した入札書は無効となります。
- (6) 一度提出した入札書は、入札期間内であっても、引換え、変更または取り消しをすることはできません。
- (7) 入札者は、同一の物品番号について、2枚以上の入札書を提出することはできません。提出した場合は入札書の全てが無効となります。
- (8) 下記の要件に該当する方は公売財産を買い受けることはできません。
 - ① 買受人の制限(国税徴収法第92条)、公売参加者の制限(国税徴収法第108条)等により買受人となることができない者
 - ② 公売財産の買受人について一定の資格その他の要件を必要とする場合で、これらの資格等を有しない者(例：酒類が出品されている場合は、20歳以上の者の入札でないと認められない など)
- (9) 物品のほとんどが中古品となりますので、品質等の保証はできかねます。ノークレームノーリターンをお願いします。事前に物品の確認などを希望される場合は、出品団体に直接お問い合わせください。

2 公売保証金の納付

今回の入札に関しては公売保証金の納付は必要ありません。

3 入札方法

- (1) ボールペンを使用し、楷書体で丁寧な文字で記入してください（鉛筆、シャープペンシルでの記入は無効と判断します。消えるボールペンなども不可とします）。文字や数字が読み取れない場合は、入札が無効と判断されます。
- (2) 来庁による入札と郵送による入札の2つがあります。

【来庁入札】窓口で「入札書（裏面）入札書記載例」、を受取り、必要事項を記載し、用紙を4つ折りにして、入札箱に投函して下さい。

【郵送入札】窓口で「入札書（裏面）入札書記載例」、「郵送入札案内」を受取り、必要事項を記載し、代表団体に郵送して下さい。

令和4年1月28日（金）までに代表団体に到着しないと、無効になりますので、郵送は、追跡可能な特定記録郵便をお勧めします。
- (3) 代理人による入札は認めておりませんので、必ず入札希望者ご本人が入札書を記入し、投函又は郵送して下さい。
- (4) 入札書は、入札期間の1月24日から1月28日の間にのみ入札窓口で交付します。事前の交付や、郵送による交付は行いません。
- (5) 入札期間中以外（閉庁時）の入札は受付できません。
- (6) 入札書は返還いたしません。

4 開札

開札は2月2日（水曜日）午後1時に、当公売会の代表団体である高幡広域市町村圏事務組合租税債権管理機構にて職員（公売事務担当を除く）立ち会いの上で行います。

5 最高価申込者の決定

- (1) 物品番号ごとに、入札価額が見積価額以上でかつ最高価額である入札者を、最高価申込者として決定します。最高価申込者の決定は、公売財産が課税財産であるか否を問わず、入札書の「入札価額」欄に記載された金額により行います。
- (2) 最高価申込者に決定した方にのみ、開札後2日以内に出品団体より、電話にて

お知らせいたします。最高価以外の方には連絡いたしません。

- (3) 電話による連絡は、開庁時間内の午前9時～午後5時ごろを目安に行いますので、受電の際には、必ず応答してください。やむをえず応答できない場合は、折り返しの連絡をしてください。
- (4) 電話番号の誤記入により連絡がつかない場合、連絡に応答いただけない場合は、落札決定を取り消す場合があります。
- (5) 複数の出品団体の物品を落札された場合は、出品団体ごとに連絡が入ることとなり、出品団体ごとに今後の手続きについてご確認いただく必要があります。

6 追加入札

開札の結果、最高価申込者となるべき方が二人以上いる場合には、その方同士により追加入札を行います。

追加入札は、2月2日（水曜日）の開札後に行います。

追加入札においてもなお同額となった場合は、「くじ」による抽選となります。抽選については、当公売会の代表団体である高幡機構において自動抽選を行うこととなります。

- (1) 追加入札については、入札の際にあらかじめ追加入札希望価格を記載していただき、その額により追加入札を行うこととします。
- (2) 追加入札希望価格については、最高価が同額となった際に必要となりますので、入札価格以上の金額を記載してください。記載のない場合は、入札価格と同額で追加入札したこととみなします。

7 買受代金の納付及び物品の引渡し

- (1) 物品を落札された方は、指定の納付期限である2月10日（木曜日）の午後2時30分までに、買受代金の全額を納付していただく必要があります。納付の方法については、出品団体の指示に従ってください。
- (2) 落札物品については、原則として窓口での直接引き渡しになります。遠方等のため窓口への来庁が困難な場合には、出品団体にお問い合わせの上、受け取り方法を確認してください。
- (3) 落札代金支払い後は、物品の所有権及び危険負担は買受人に移ります。その後生じた損害の負担は、買受人が追うこととなりますので、事情により物件の郵送（宅配）や保管が必要な場合は、買受人の責任において出品団体と打ち合わせ

を行ってください。

- (4) 物品の引渡し時には、本人確認が必要となります。必要書類や確認方法については、出品団体の指示に従ってください。
- (5) 物品により権利移転が必要なものについては、物品を受け取った後、速やかに手続きを行ってください。
その手続き及び費用負担は買受人が行う必要があります。手続き内容については、出品団体より説明いたします。
- (6) 物品の引渡しは現況有姿で行います。
- (7) 買受人は、代金納付後に物品の返還及び買受代金の返還を求めることができません。

8 その他

- (1) 公売物品は市町村税等の滞納者などの財産であり、出品団体の所有する財産ではありません。
- (2) 公売物品は「現状有姿」のまま売却しますので、公売物品の種類又は品質に関する不具合についての責任を負いません。
- (3) 入札結果（落札価格等）は、入札終了後の一定期間、入札窓口に掲示します。入札結果についてのお問い合わせには応じかねますのでご了承ください。
- (4) 公売会において、各注意事項に従わない場合や、意図的に入札を妨害する行為、名義貸しによる入札などの公序良俗に反する行為が確認された場合は、入札を無効とすることに加え、その事実があった後2年間、公売の参加を制限し、入札させないことがあります。
- (5) 公売会の運営の妨害および成立の阻止に関する言動、行為が確認された場合は、その故意、過失を問わず、上記（4）に加え、刑法第95条等による罰則が適用されることがあります。なお、入札当事者以外の者についても同様とします。

<お問い合わせ先>

（高知縣市町村合同窓口公売会 代表団体）

高幡広域市町村圏事務組合租税債権管理機構

住所：高知県須崎市山手町1-7

電話：0889-40-0911

担当：井浦、崎山